

# 令和2年度予算のお知らせ

## 健康保険料率を前年同様 千分の84に据え置いての予算編成

健康づくりによる医療費の抑制に今後ともご協力ください

当健保組合の令和2年度予算が、2月20日に開催された第153回組合会において可決・承認されましたので、その概要をお知らせいたします。

### ●健保組合を取り巻く状況

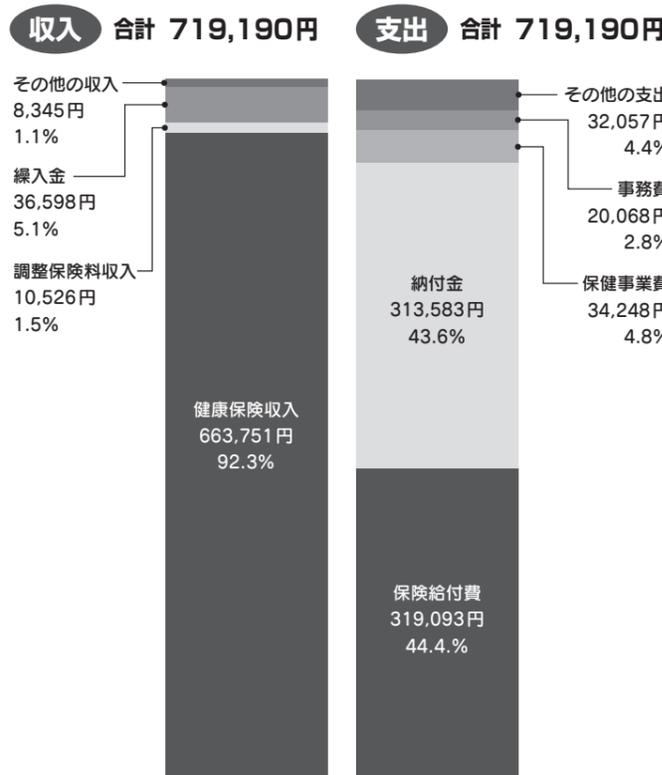
健康保険組合連合会が公表した平成30年度決算見込によると、30年度の全健保組合の経常収支は3,048億円の黒字となっています。これは被保険者数、平均標準報酬月額・賞与の増加に加え、保険料率を引き上げたこと、また支出面では診療報酬の引き下げ、前期高齢者納付金が減ったことが大きな要因となっています。

しかしながら健保組合の30・4%は赤字決算となっており、依然として健康保険組合を取り巻く状況は厳しいことに変わりはありません。

そのような中、令和2年度の当健保組合は前年度と同様健康保険料率を千分の84としての予算編成となりました。高齢者医療への納付金増大が見込まれることから、経常収支で約7、800万円の赤字予算となりました。とくに支出面で前期高齢者納付金が31年度比で約6、600万円増となっており、健保財政は依然として厳しいものとなっています。

当健保組合は、本年度も引き続き医療費抑制に向けた事業の推進など財政健全化施策を実施してまいります。皆様方におかれましても、当健保組合の行っている各種健診事業等を積極的に利用され、健康の維持増進に努めてくださいますよう、ご協力をお願いいたします。

### 被保険者1人当たりの収支の割合【健康保険（一般勘定）】



※四捨五入の端数処理のため、各科目の合計が収入・支出合計等と一致しない場合や、各科目の合計が100%にならない場合があります。

### ●健康保険（一般勘定）

収入の大部分を占める保険料は、前年度予算より6、935万円増の24億5、196万円を見込みました。支出は皆様や家族の医療費に使われる保険給付費が11億7、905万円、高齢者医療への納付金は11億5、869万円を見込みました。令和2年度の

また、令和2年度も令和元年度に引き続き「データヘルス事業」を積極的に実施し、データ分析に基づく効果的な保健事業の計画を展開してまいります。

### ●介護保険（介護勘定）

介護納付金は前年度比で11・8%増

令和2年度は介護納付金に全面総報

割が導入されるため、介護納付金を令和元年度予算比3、028万円（11・8%）増の2億8、717万円を計上しています。介護保険収入だけでは賄えないため4、589万円を繰り入れたの予算となっています。介護保険料率は前年度と同じ千分の14で負担割合は事業主と被保険者の折半（1000分の7ずつ）です。介護納付金はこれからさら増大することが見込まれ、介護保険料率の引き上げも検討せざるを得ない状況となっています。

## 予算の概要 健康保険（一般勘定）

### ■収入

科 目	予算額 (千円)
健康保険収入	2,452,449
保険料収入	2,451,958
国庫負担金収入	490
その他	1
調整保険料収入	38,894
繰入金	135,229
国庫補助金収入	1,943
財政調整事業交付金	15,400
雑収入	13,492
合 計	2,657,407
経常収入合計 (A)	2,464,342

### ■支出

科 目	予算額 (千円)
事務費	74,150
保険給付費	1,179,050
法定給付費	1,110,793
付加給付費	68,257
納付金	1,158,688
前期高齢者納付金	529,098
後期高齢者支援金	629,564
病床転換支援金	3
退職者給付拠出金	23
保健事業費	126,546
財政調整事業拠出金	38,894
連合会費	833
積立金	2,487
予備費	75,000
還付金・その他	1,759
合 計	2,657,407
経常支出合計 (B)	2,542,503

経常収入支出差引額 (A)-(B) -78,161千円

※四捨五入の端数処理のため、各科目の合計が収入・支出合計等と一致しない場合があります。

## 予算の概要 介護保険（介護勘定）

### ■収入

科 目	予算額 (千円)	介護保険第2号被保険者たる被保険者等1人当たり額 (円)
介護保険収入	271,383	121,153
繰入金	45,888	20,486
雑収入	9	4
合 計	317,280	141,643

### ■支出

科 目	予算額 (千円)	介護保険第2号被保険者たる被保険者等1人当たり額 (円)
介護納付金	287,169	128,200
介護保険料還付金	100	45
雑支出	11	5
予備費	30,000	13,393
合 計	317,280	141,643

### <予算の基礎数値>

- ・被保険者 3,695人
- ・平均標準報酬月額 633,773円
- ・総標準賞与額（年間合計） 2,239,407千円
- ・被保険者の平均年齢 43.87歳
- ・健康保険料率（調整保険料含む） 84.00/1,000  
（事業主55.929/1,000 被保険者28.071/1,000）
- ・介護保険料率 14.0/1,000  
（事業主7.0/1,000 被保険者7.0/1,000）

## 第153回組合会 その他特記事項

### 1. 理事長専決事項報告・承認の件

- ・令和元年度予算変更（役員退職積立金繰入、事務費、予備費）
- ・令和元年度予算の同一款内他項より流用、予備費充当

### 2. 納付金についての説明

### 3. 健保連作成事業主向け資料

「現役世代の負担増に歯止めを」説明

### 4. 「新型コロナウイルス感染症への対応について

（厚生労働省）」説明

# ▶▶ 当健保組合のWeb版 ◀◀ 「医療費のお知らせ」をご活用ください!

当健保組合のホームページから医療費や健保からの給付金、ジェネリック医薬品を使った際の差額がわかります。ぜひご活用ください。

■ Web版「医療費のお知らせ」組合員専用Webサイト  
<https://web.kenpo.gr.jp/mol-kenpo/>

▶ スマートフォン用QRコード



## 《【商船三井健康保険組合】Web版「医療費のお知らせ」利用者画面》

### ● ログイン画面です

商船三井健康保険組合  
医療費のお知らせ

組合員利用者認証  
ログイン情報を入力して、ログインボタンを押してください。

記号  
番号  
パスワード

ログイン

※「記号」「番号」「パスワード」は別途お知らせしています。  
※組合の医療費についてはこちら  
※商船三井健康保険組合の「個人情報について」はこちら  
Copyright © 2019 商船三井健康保険組合 All rights reserved.

保険証に記載の情報で認証します。

記号：保険証の記号

番号：保険証の番号

パスワード：初期値＝発行通番

初期値にてログイン後、任意のパスワード(8桁～20桁の英数字)に変更をお願いします。

### 「医療費の確認(当月)」

#### ● 登録された当月分の「医療費のお知らせ」を表示します

給付金明細が存在する場合は「給付金明細」ボタンを表示します。

医療費の確認(当月)

番号: [ ]

続柄	生年月日	診療年月	日数	診療区分	医療機関	医療費の総額	健保組合が支払った額	医療費の内訳 国・市町村が支払った額	療養の窓口で支払った額	給付区分
平成30年04月分										
		H30/01	4日	差入		430,450	301,215	0	129,135	第1
		H30/01	2日	差外		7,340	5,138	0	2,202	
		H30/01	2日	調剤		10,930	7,651	0	3,279	
						448,720	314,104	0	134,616	
						448,720	314,104	0	134,616	

【凡例】 S:昭和/H:平成

あなたご家族の方が健康保険証で診療等を受けた医療費は上記の通りです。この通知に不明な点や疑問がありましたら商船三井健康保険組合までお問い合わせください。医療費総額には保険診療以外のものは含まれておりません。確定申告の医療費支払い証明書としては使用できません。

#### ● 「給付金明細」ボタンを押下した画面です

医療費の確認 給付金明細

番号: [ ]

給付区分	種類	金額
平成30年01月分		
第1	薬価調整付加金	89,100
給付金額合計		89,100

内容に疑問点がありましたら、商船三井健康保険組合までご連絡ください。

#### ● 「ジェネリック医薬品」ボタンを押下した画面です

処方された薬にジェネリック医薬品がある場合に表示されます。

ジェネリック医薬品のお知らせ

処方された薬とジェネリック医薬品の差額

7756

番号: [ ]

続柄	診療年月	診療区分	薬名/剤形名	医薬品名	窓口負担額	ジェネリック医薬品の窓口負担額(最小金額)	差額
本人	H30.01	調剤		エソメチド錠A P	1,008	エソメチド錠A P 100mg	232
				エソメチド錠A P 100mg	1,008	エソメチド錠A P 100mg	232
							420
							420
							420

# ご家族が就職や結婚をされたときは 抹消届による扶養除外の手続きと 保険証の返却をお願いします。

## 届け出の遅れは 健保財政を圧迫します

被扶養者となっているご家族が、就職や結婚などで新たな健康保険に加入したときなど、次のようなケースに当てはまるときは被扶養者ではなくなります。「被扶養者(抹消)届」に保険証を添えて、すみやかに事業所へ届け出てください。届け出の遅れは、健保組合の財政を圧迫します。ご理解とご協力をお願いいたします。



## こんなときは被扶養者ではなくなります

### 就職や結婚などで 他の健康保険に加入したとき

- 被扶養者が就職して、勤め先の医療保険(健康保険、共済組合など)に加入した。
- 被扶養者が結婚して、配偶者の被扶養者になった。

### アルバイトやパートなどの 年収が基準額を超えたとき

#### ◆ 被扶養者の収入基準 ◆

##### 被保険者と同居の場合

被保険者が主として生計を維持している場合で、年収130万円(60歳以上または障害者は180万円)未満で、かつ被保険者の収入の2分の1未満の方。

##### 被保険者と別居の場合

被保険者が主として生計を維持している場合で、年収130万円(60歳以上または障害者は180万円)未満で、かつ被保険者からの援助額を下回っている方。

### 亡くなったとき

### 別居したとき

- 同居していなければ被扶養者になれない親族が別居した。
- 別居後、被扶養者の収入額を上回る仕送りがない。  
\* 被保険者の配偶者、子、父母、祖父母、曾祖父母、孫、兄弟、姉妹以外の3親等内の親族は、同居していなければ被扶養者として認定できません。

### 仕送り額が変わったとき

- 別居している被扶養者への仕送りをやめた。
- 仕送り額が被扶養者の収入より少なくなった。

### 75歳になったとき

- 被扶養者が75歳になり、後期高齢者医療制度の被保険者になった。

### 国内に居住しなくなったとき

- ただし、海外への留学、ワーキングホリデー、青年海外協力隊、被保険者の海外赴任への同行などは例外として認められます。

## 届け出は5日以内 をお願いします

前記のような異動が発生した場合、5日以内に「被扶養者(抹消)届」に保険証を添えて、事業所の担当者に届け出てください。